

規約

1. 本プロジェクトの目的

本プロジェクトは、構成員事業所等において存在する、【環境価値】（J-クレジット制度における方法論に基づくCO₂削減量）を算定したものをとりまとめ、J-クレジット認証委員会により排出量として認証を受け、国の二酸化炭素削減に活用することを目的とします。

2. 業務の委託

構成員は、前項の目的のために環境経済株式会社に対し次の業務を委託します。

- ① J-クレジット認証委員会へのモニタリング報告に関する業務
- ② J-クレジット（認証された排出削減量）の移転（償却を含む）に関する業務

3. 業務の報告

環境経済株式会社は、構成員に対し本削減事業及び前項の業務について、J-クレジット移転を含め年一回、報告を行います。

会員はJ-クレジット制度におけるモニタリング・検証における対象機器の現地確認が行われる場合があります。現地確認を行う場合は事務局より事前に連絡を行います。

4. 資格

本プロジェクトの構成員の資格等は次のとおりとします。

- ① エネルギー使用合理化等事業者支援事業（小規模事業者実証分）に採択され補助金交付決定を受けた小規模事業者であること
- ② 2014年5月7日以降に、エネルギー使用合理化等事業者支援事業（小規模事業者実証分）に採択され省エネ設備の設置を行っていること。
- ③ エネルギー削減量の把握のために必要な情報（電力量）を収集し、年一回の削減量のご報告に同意、協力できること。
- ④ 他の排出削減事業等に重複登録されていないこと。
- ⑤ 対象となる設備以外に設置した省エネ設備は報告範囲に含めていないこと。

5. クレジットの取り扱い

本事業を通じて認証されたJ-クレジットはこれを公的機関におけるカーボンオフセットおよび目標達成等に使用を目的とし、無償移転もしくは無償償却するもので、売却益は生じないため、構成員へ金銭の還元はされません。

6. 本プロジェクトからの脱退

構成員は、いつでも本プロジェクトを脱退することができます。構成員が脱退を希望する場合は、

環境経済株式会社への連絡をもって脱退するものとします。

環境経済株式会社は、構成員が次の場合に該当する場合は、当該構成員の脱退措置をとることができます。

- ① 4. 項の構成員資格等を喪失した場合
- ② 構成員が本プロジェクトの目的に著しく相応しくない行動をとった場合
- ③ 設置した省エネ設備が何らかの理由で使用が継続できなくなった場合

7. 存続期間

本プロジェクトの存続期間は、2015年3月31日までとなります。

8. 個人情報の取り扱い

本事業に関して構成員から得た個人情報は、本事業の遂行のためにのみ利用します。

以上